

入院時食事療養費（Ⅰ）

入院時生活療養費（Ⅰ）

の届出

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ています。
- ・病状などにより特別食を必要とする患者様には、医師の発行する食事箋に基づいて適切な特別食を提供します。
- ・管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。
- ・食堂もご利用出来ます。

※夕食については午後6時以降に提供致します